

## 情報通信インフラの不利益変更抑止を求める意見書

日本では、電気通信事業法に基づき、電信電話事業がユニバーサルサービスとして規定され、全国で固定電話、携帯電話等のサービスが提供されている。これは国民の利便性向上とインフラ機能としての必要性から、法律によりサービス供給が義務づけられており、企業の別を問わず、実施されている。

しかし、このユニバーサルサービスには、情報通信分野のインターネットブロードバンド環境や、インターネットサービスプロバイダー事業が入っておらず、現状は企業の方針いかんで安易なサービス縮小、廃止が横行している。本市においても、CATV事業者が運営し、地域で長年親しまれた、インターネット上の住所であるホームページ、メールアドレス等御当地ドメインサービス、Wi-Fiが短期間で廃止され、利用者はサービスを利用することができなくなった。

今回、他のCATV事業者と合併することに伴い、サービスが次々廃止となったものの、他の事業者では合併後引き続き、旧サービスを継続した事例がある。しかし、合併で企業の財務基盤が強化され、倒産等の心配もない中でも、事業効率化を名目に廃止された。事業者都合の廃止にもかかわらず、利用者はサービス変更の手続を行い、インターネット上の住所変更を金融機関ほか、サービス利用の本人確認など、登録先を全て自身で探して変更せねばならず、時間や費用負担を強いられる。

さらに、利用サービス終了で解約する場合、利用者は通常どおり解約金や違約金を取られてしまい、費用負担を避けるために利用継続を強制される状況にもある。これは、事業開始時に他事業者と比べ高機能や無料などよいサービスとして契約させ、後刻効率化を理由に廃止しても契約の縛りで囲い込みが成立しており、消費者保護の点でも疑問である。

サービス継続を求め、訴訟を起こしても、契約や電気通信事業法に基づくガイドラインで移行期間の定めに沿っており、同法に基づく通知のみで問題ないとして、訴えの利益がないとされてしまう。インターネット上の住所を保持することが事業者の裁量に委ねられ、利用者の使用権は存在しないのである。

海外では、インターネットのブロードバンド環境や、インターネットサービスプロバイダー事業がユニバーサルサービス化されている国もあり、日本でもICT分野を強化していく点から、自社サービスの継続、事業譲渡による継続など、インターネット上の住所という通信インフラを保持していくべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、電気通信事業法を改正し、ユニバーサルサービス化も含め、基礎的電気通信役務の範囲にブロードバンド環境や、インターネットサービスプロバイダー事業を加え、運営事業者による情報通信インフラの不利益変更を抑止するよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月30日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光